

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 4月10日

島根県知事 丸山 達也 殿



提出者

住 所 島根県仁多郡奥出雲町三成703番地

氏 名 有限会社 福間工務店

代表取締役 福間 久八

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0854-54-1110

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称

有限会社 福間工務店

事業場の所在地

島根県仁多郡奥出雲町三成703番地

計画期間

令和 6年 4月 1日 ～ 令和 7年 3月 31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類

06 総合工事業

②事業の規模

475,401 千円

③従業員数

13人
(パート従業員1名を含む)

④産業廃棄物の一連の処理の工程

建設工事(解体工事を含む)

がれき類、コンクリート殻、アスファルト殻、ガラス・陶磁器くず、木くず
⇒再生処理業者に委託し、再生砕石や燃料チップ等として再資源化。

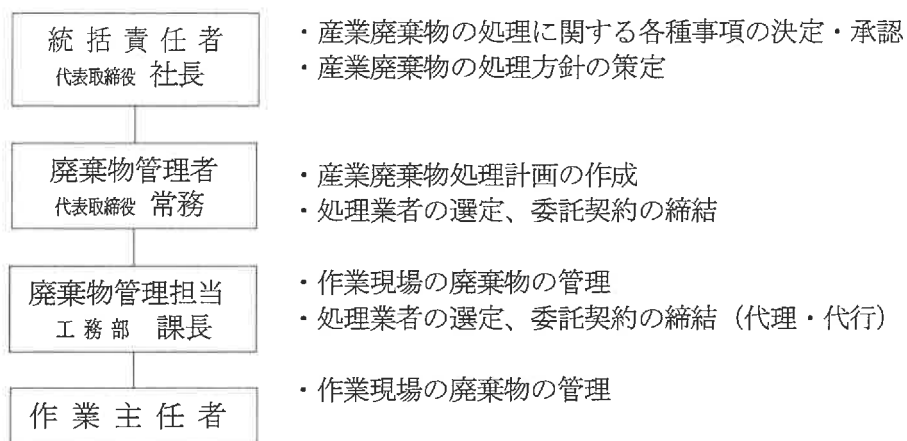
混合型 ⇒最終処分業者に委託し、埋立て処分。

汚泥 ⇒中間処理業者に委託し、脱水後埋立て処分。

廃プラスチック ⇒再生処理業者に委託しRPF燃料として再資源化。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木 く ず	コンクリート殻
	排 出 量	103.17 t	996.35 t
	（これまでに実施した取組） ・発注先との協議を実施。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木 く ず	コンクリート殻
	排 出 量	100.00 t	400.00 t
	（今後実施する予定の取組） ・引続き、発注先との協議を実施。		
① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスコン殻	廃プラスチック類
	排 出 量	421.75 t	24.30 t
	（これまでに実施した取組） ・発注先との協議を実施。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスコン殻	廃プラスチック類
	排 出 量	200.00 t	10.00 t
	（今後実施する予定の取組） ・引続き、発注先との協議を実施。		

(第 2 面)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	金 属 く ず	混合(管理型を含む)
	排 出 量	4. 85 t	3. 73 t
	(これまでに実施した取組) ・ 発注先との協議を実施。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	金 属 く ず	混合(管理型を含む)
	排 出 量	4. 00 t	1. 00 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 引続き、発注先との協議を実施。		
① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	その他がれき類	紙 く ず
	排 出 量	14. 85 t	2. 54 t
	(これまでに実施した取組) ・ 発注先との協議を実施。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	その他がれき類	紙 く ず
	排 出 量	1. 00 t	0. 50 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 引続き、発注先との協議を実施。		
① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器くず	廃石膏ボード
	排 出 量	3. 35 t	11. 19 t
	(これまでに実施した取組) ・ 発注先との協議を実施。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器くず	廃石膏ボード
	排 出 量	1. 00 t	1. 00 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 引続き、発注先との協議を実施。		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物 （安定型）	繊維くず
	排出量	16.48 t	0.12 t
	（これまでに実施した取組） ・発注先との協議を実施。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物 （安定型）	繊維くず
	排出量	1.00 t	0.05 t
	（今後実施する予定の取組） ・引続き、発注先との協議を実施。		
① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	
	排出量	1.00 t	t
	（これまでに実施した取組） ・引続き、発注先との協議を実施。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	
	排出量	0.50 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・引続き、発注先との協議を実施。		
①現状	前年度（ ）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	産業廃棄物の種類	産業廃棄物の種類
	排出量	排出量	排出量
	（今後実施する予定の取組）		

(第 3 面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第 4 面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木 く ず	コンクリート殻
	全 処 理 委 託 量	103.17 t	996.35 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	12.93 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	84.45 t	996.35 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・委託基準に従い、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。		
	産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスコン殻	廃プラスチック類
	全 処 理 委 託 量	421.75 t	24.30 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	14.54 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	421.75 t	14.54 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・委託基準に従い、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	金 属 く ず	混 合 (管理型を含む)
	全 処 理 委 託 量	4. 85 t	3. 73 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	3. 73 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	3. 73 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従い、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	その他がれき類	紙 く ず
	全 処 理 委 託 量	14. 85 t	2. 54 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	3. 70 t	2. 46 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	3. 70 t	2. 46 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従い、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器くず	廃石膏ボード
	全 処 理 委 託 量	3. 35 t	11. 19 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	4. 60 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	4. 60 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・委託基準に従い、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物 （ 安 定 型 ）	繊 維 く ず
	全 処 理 委 託 量	16. 48 t	0. 12 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・委託基準に従い、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	
	全処理委託量	1.00 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・委託基準に従い、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組）		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木 く ず	コンクリート殻
	全 処 理 委 託 量	100.00 t	400.00 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	50.00 t	50.00 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	100.00 t	400.00 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・これまでと同様、委託基準に従い産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を継続実施していく。 ・優良認定処理業者が排出場所の近くにあれば選定する。		
	※事務処理欄		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスコン殻	廃プラスチック類
	全 処 理 委 託 量	200.00 t	10.00 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	50.00 t	5.00 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	200.00 t	5.00 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・これまでと同様、委託基準に従い産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を継続実施していく。 ・優良認定処理業者が排出場所の近くにあれば選定する。		
	※事務処理欄		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	金 属 く ず	その他がれき類
	全 処 理 委 託 量	4.00 t	0.50 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1.00 t	0.20 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1.00 t	0.20 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・これまでと同様、委託基準に従い産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を継続実施していく。 ・優良認定処理業者を選定する。		
※事務処理欄			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	紙 く ず	
	全 処 理 委 託 量	0.50 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0.20 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0.20 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・これまでと同様、委託基準に従い産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を継続実施していく。 ・優良認定処理業者が排出場所の近くにあれば選定する。		
※事務処理欄			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器くず	廃石膏ボード
	全 処 理 委 託 量	1.00 t	1.00 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0.20 t	0.20 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0.20 t	0.20 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・これまでと同様、委託基準に従い産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を継続実施していく。 ・優良認定処理業者を選定する。		
※事務処理欄			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物 (安定型)	繊維くず
	全 処 理 委 託 量	1.00 t	0.05 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0.50 t	0.01 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	0.01 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・これまでと同様、委託基準に従い産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を継続実施していく。 ・優良認定処理業者が排出場所の近くにあれば選定する。		
※事務処理欄			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	
	全処理委託量	0.50 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.20 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・これまでと同様、委託基準に従い産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を継続実施していく。 ・優良認定処理業者を選定する。		
※事務処理欄			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

(第 7 面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処計画書

[illegible]

※廃石綿等(特別管理産業廃棄物)は産業廃棄物処計画書に記載する必要はなし

(令和5年度:令和 5年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月31日)

[illegible]